

山形大学における競争的研究費の直接経費からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の活用方針

令和4年5月18日
役員会決定

「山形大学における競争的研究費からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の活用に関する規程」第3条に基づき、山形大学において、競争的研究費の直接経費から研究代表者及び研究分担者（以下「P I等」という。）の人件費を支出することに伴い確保された財源（以下「P I財源」という。）について、以下のとおり活用方針を定めるものとする。

1. 目標

多様かつ卓越的・挑戦的な研究活動の推進及び優秀な若手研究者を育成・支援し、本学の研究力向上を目指す。

2. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

【P I等自身への研究力強化支援】

2-1 直接経費から人件費を支出したP I等の給与水準の向上

2-2 その他研究室の環境整備等

【本学の研究力強化に資する支援】

2-3 若手研究者のスタートアップ研究支援

2-4 博士課程学生等の処遇改善、支援

2-5 研究用共用設備・機器の整備

2-6 その他、本学の研究力向上に資するものとして研究戦略企画本部が企画したもの

3. 経費の配分方法

3-1 P I財源のうち、50%については、P I等の希望により2.当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策の2-1、2-2に活用する。

3-2 P I財源のうち、残りの50%は、2.当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策の2-3～2-6に活用することとし、本学で活用するものとする。活用にあたっては、P I財源の具体的な使途については、研究戦略企画本部の議を経て、研究担当理事が決定するものとする。

4. 執行にあたる留意事項等

4-1 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のために判断するものであり、競争的研究費の直接経費からP I等の人件費を支出することを本学が強制するものではない。

4-2 本方針については、研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4-3 本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組むこととする。

4-4 各部局においては、「山形大学におけるエフォート管理の運用について」（令和4年5月18日役員会決定）により、教育、研究、社会連携・国際化、管理運営、診療の適切なエフォート管理を行うとともに、P I等が研究活動を確実に実施できるよう、業務を効率化する等の工夫により研究時間の確保に努めること。なお、提出された使用計画書において記載された研究エフォートに関して、研究担当理事が不適切な点があると判断した場合は、研究担当理事が所属部局の長を通じて、申請したP I等に是正の指導を行う。

附 則

この活用方針は、令和4年5月18日から施行する。

附 則(令和5年5月10日)

この活用方針は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。